

令和2年（2020年）8月3日

保護者の皆様

豊中市教育委員会

豊中市立小中学校における新型コロナウイルス感染症にかかる対応について（お知らせ）

日頃は本市の学校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、現在、市立小中学校において、教職員や児童生徒の感染が判明している状況にあることから、ご家庭における小中学校に通うお子様（以下「お子様」といいます。）の対応について、下記のとおりといたします。

また、以前からお子様本人に加えて、同居者に発熱等風邪症状があり、感染が疑われる場合、登校を控えていただいておりますが、感染拡大防止の観点からご家庭において徹底いただきますようお願いいたします。なお、その際には欠席扱いではなく、出席停止となります。

記

1. 市立小中学校における「臨時休校期間」について

児童生徒および教職員が感染した場合

（1）当該校（放課後こどもクラブを含む）

感染が判明した日の翌日から、おおむね2日間

※ただし、感染者の登校状況により、休校を要しない場合あり

（2）当該学級（放課後こどもクラブを含む）

感染者の最終登校日の翌日から、2週間（14日間）

2. 市立小中学校における「出席停止期間」について

（1）お子様が、感染した場合

専門医等が快癒を認める等、登校を許可されるまでの期間

（2）お子様が、濃厚接触者と認定された場合

保健所に指示された期間

（3）お子様の同居者が、濃厚接触者と認定された場合

同居者が濃厚接触者と認定された日から、PCR検査で「陰性」と判明した日までの期間

3. その他

- ・出席停止期間は、欠席扱いにはなりません。
- ・学校に登校できない期間中、学校はお子様の学力保障をはじめ、心身の安心・安全の確保に努めてまいります。何かご心配なことがございましたら、遠慮なく各校にご連絡ください。
- ・こども園、保育所等のお子様に関する対応につきましては、各園等にご確認ください。

お問い合わせ先

学校教育課 保健体育係

電話 06-6858-2570